

市民参加手続実施予定シート

資料No.16

【担当課・グループ名】 総務部総務課共通番号制度グループ

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定			
概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第9条第2項に基づく個人番号の利用、及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	平成27年9月	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	条例(案)に係るパブリックコメント	条例(案)に対する市民意見の聴取のため	市民等	27年6月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)	条例(案)作成検討会	公募市民意見をもとに条例(案)を作成するため	市民等	27年4月
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適正である			
その他	特になし			
市民参加推進評価委員会コメント				